

奈良県告示第二百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、近畿
日本鉄道株式会社取締役社長小林哲也から次のとおり登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区
）土地区画整理事業（生駒市域）の換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第四
項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 換地処分の年月日

平成二十六年十一月五日

二 換地処分の内容

平成二十六年十月二十九日付け奈良県指令地デ推第十七―八号をもって認可した換
地計画のとおり